SUZUKI

エコカー補助金

登録車 **10万円補助**

軽自動車 **7万円補助**

適用条件

「平成27年度燃費基準達成車」または「平成22年度燃費基準+25%達成車」

※ご購入のうえ、登録・届出が条件となります。

適用期間

平成23年12月20日（概算閣議決定日）から平成25年1月31日までに新車新規登録（登録自動車）または新車新規検査届出（軽自動車）された自動車が対象となります。

※現金購入のみならず、ローン、割賦・クレジットにより購入されたものも対象となります。リース、レンタルに供する車として購入されたものも対象となります。

※補助金の政府予算には上限がございますので、適用期間終了より前でも予算枠が消化された場合は終了となります。

新車の使用期間について

補助金の交付を受けた新車については、新車新規登録日または新車新規検査届出日より1年以上の間、原則として同一の者による使用（車検証上の使用者名義を変更しないこと）が求められます。違反すると補助金を返納いただくことになります。なお、事故等により廃車※した場合は返納の必要はございませんが、変更手続書類の提出が必要となります。

※廃車とは、自動車リサイクル法に基づき使用済自動車の引渡しを行うことを指します。事故等により全損扱いとなり、保険会社が代位取得した際に、当該車両が中古車として転売された場合には返納の必要が生じますのでご注意下さい。

エコカー減税と合わせてうれしさアップ!!

エコカー減税適用期間　自動車取得税 平成24年3月31日新車登録・届出まで　自動車重量税 平成24年4月30日新車登録・届出まで　自動車税 平成24年3月31日新車登録まで

軽自動車の場合

アルト ECO-Sの場合
[2WD・CVT／ABEE-SD]

エコカー減税	27,800円
自動車取得税減税19,200円＋自動車重量税減税8,600円	
エコカー補助金	70,000円

合計97,800円軽減!

MRワゴン ECO-Xの場合
[2WD・CVT／RBEE-XM]

エコカー減税	33,800円
自動車取得税減税25,200円＋自動車重量税減税8,600円	
エコカー補助金	70,000円

合計103,800円軽減!

ワゴンRリミテッドⅡの場合

2WD [CVT／WFXE-SA2]	4WD [CVT／WFXQ-SA2]
エコカー減税 33,300円（自動車取得税減税 24,700円＋自動車重量税減税 8,600円）	エコカー減税 35,500円（自動車取得税減税 26,900円＋自動車重量税減税 8,600円）
＋	＋
エコカー補助金 70,000円	エコカー補助金 70,000円
合計103,300円軽減!	合計105,500円軽減!

MRワゴン 10th アニバーサリー リミテッドの場合

2WD [CVT／RBXE-SM]	4WD [CVT／RBXQ-SM]
エコカー減税 33,500円（自動車取得税減税 24,900円＋自動車重量税減税 8,600円）	エコカー減税 35,900円（自動車取得税減税 27,300円＋自動車重量税減税 8,600円）
＋	＋
エコカー補助金 70,000円	エコカー補助金 70,000円
合計103,500円軽減!	合計105,900円軽減!

登録車の場合

ソリオ Sの場合

2WD [CVT／FBSE-A]	4WD [CVT／FBSQ-A]
エコカー減税 103,000円（自動車取得税減税 52,200円＋自動車重量税減税 33,800円 翌年度自動車税減税 17,000円）	エコカー減税 106,900円（自動車取得税減税 56,100円＋自動車重量税減税 33,800円 翌年度自動車税減税 17,000円）
＋	＋
エコカー補助金 100,000円	エコカー補助金 100,000円
合計203,000円軽減!	合計206,900円軽減!

スイフト XSの場合

2WD [CVT／VFSE]	4WD [CVT／VFSQ]
エコカー減税 86,900円（自動車取得税減税 47,400円＋自動車重量税減税 22,500円 翌年度自動車税減税 17,000円）	エコカー減税 103,900円（自動車取得税減税 53,100円＋自動車重量税減税 33,800円 翌年度自動車税減税 17,000円）
＋	＋
エコカー補助金 100,000円	エコカー補助金 100,000円
合計186,900円軽減!	合計203,900円軽減!

くわしくは、当社スタッフまでお気軽にお問い合わせください!

エコカー補助金について ●補助金の交付にあたっては、ご購入後にお客様の申請が必要となります。 ●補助金の政府予算には上限がございますので、適用期間終了の平成25年1月31日より前でも予算枠が消化された場合は終了となります。 ●ご購入いただいた新車には、初度登録・届出後1年間の使用が求められます（期間内に名義変更等が行われた場合は、補助金を返納する必要があります）。

エコカー減税について ●「減税」とは、新車ご購入時における「環境対応車普及促進税制」および「グリーン税制」による減税措置です。●「環境対応車普及促進税制」および「グリーン税制」による減税額試算例は自家用車の場合の試算例であり、事業用車の場合は減税額が異なります。●自動車取得税・自動車重量税の減税額はメーカーオプションを含まないメーカー希望小売価格、車両重量をベースに試算しています。●新車ご購入時に販売会社装着アクセサリー（別売）をご注文いただいた際に、自動車取得税の減税額が異なる場合があります。●自動車取得税・自動車税は地域によって減税額が異なる場合があります。●自動車取得税の減税は、平成24年3月31日新車登録・届出まで。●自動車重量税の減税は、平成24年4月30日新車登録・届出まで。●自動車税については、平成22、23年度自動車税制（グリーン税制）による控除。新車ご購入の翌年度の自動車税について減税措置が受けられます（軽自動車を除く。平成24年3月31日までの新車登録車を対象）。